

# 大分大学教育学部附属特別支援学校校則

平成16年4月1日制定  
平成16年教育福祉科学部規程第20号

## (趣旨)

第1条 この校則は、大分大学学則（平成16年規則第8号）第4条第4項の規定により、大分大学教育学部附属特別支援学校（以下「附属特別支援学校」という。）に関し必要な事項を定める。

## (特別支援学校の目的)

第2条 附属特別支援学校は、知的障害者に対して、小学校・中学校又は高等学校に準ずる教育を施し、併せて障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けるとともに、次の各号に掲げる任務を果たすことを目的とする。

- (1) 教育学部における児童・生徒の教育に関する研究に協力し、教育学部の計画に従い、学生の教育実習の実施に当たること。
- (2) 教育の理論的、実証的研究を行うとともに、他の学校との教育研究の協力及び教育研究の成果の交流を行うこと。
- (3) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、教育上特別の支援を必要とする児童、生徒又は幼児の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めること。
- (4) 地域の先進的・先導的なモデル校として、地域の教育委員会等と連携して実践し、情報を発信する。

## (設置)

第3条 附属特別支援学校に小学部、中学部及び高等部を置く。

## (収容定員及び学級数)

第4条 前条の各部の収容定員及び学級数は、次表のとおりとする。

区 分	収容定員	学級数
小学部	18人	3
中学部	18人	3
高等部	24人	3

## (職員)

第5条 附属特別支援学校に、校長、教頭、特別支援学校主事、教諭、養護教諭及び事務職員を置く。

- 2 校長は、教育学部長の監督の下、校務をつかさどり職員を監督する。
- 3 校長は、附属学校園連携統括長と大分大学教育学部附属学校園連携統括長規程（平成27年教育福祉科学部規程第6号）第2条に規定する事項について協議し、推進する。
- 4 教頭は、校長を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童及び生徒の教育をつかさどる。
- 5 特別支援学校主事は、校長の監督を受け、第3条の各部に関する校務をつかさどる。
- 6 教諭は、児童及び生徒の教育をつかさどる。
- 7 養護教諭は、児童及び生徒の養護をつかさどる。
- 8 事務職員は、事務に従事する。

## (主任等)

第6条 附属特別支援学校に、教務主任、保健主事、生徒指導主事、進路指導主事、研究主任及び教育実習主任（以下「主任等」という。）を置き、教諭をもって、これに充てる。ただし、生徒指導主事及び進路指導主事については、それぞれ中学部及び高等部に属する教諭とする。

- 2 教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

- 3 保健主事は、校長の監督を受け、保健に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 4 生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 5 進路指導主事は、校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 6 研究主任は、校長の監督を受け、研究計画の立案その他の研究推進に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 7 教育実習主任は、校長の監督を受け、学生の教育実習に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

(主任等の任命及び任期)

第7条 前条に規定する主任等は、校長が命ずる。

- 2 主任等の任期は、毎年4月1日から1年とする。ただし、再任することを妨げない。
- 3 任期の中途において主任等を命ぜられた者の任期は、前任者の残任期間とする。

(職員会議等)

第8条 附属特別支援学校に、校長の職務の円滑な執行に資するため、職員会議及び運営委員会を置くことができる。

- 2 職員会議及び運営委員会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(学校評議員)

第9条 附属特別支援学校に、校長が学校運営に関し意見を求めるため、学校評議員を置く。

- 2 学校評議員に関する事項については、別に定める。

(学校評価)

第10条 附属特別支援学校は、教育活動その他学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

- 2 前項の規定による評価の結果を踏まえた附属特別支援学校の児童及び生徒の保護者その他の附属特別支援学校の関係者（以下「学校関係者評価員」という。）による評価を行い、その結果を公表するように努めるものとする。
- 3 校長は、前二項の規定による評価を行った場合は、その結果を教育学部長に報告するものとする。
- 4 学校評価及び学校関係者評価員に関する事項については、別に定める。

(学年)

第11条 学年は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(学期)

第12条 学年を分けて次の学期とする。

- 第1学期 4月1日から8月31日まで
- 第2学期 9月1日から12月31日まで
- 第3学期 1月1日から3月31日まで

(休業日)

第13条 学年中の休業日は、次の各号のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 開学記念日 10月1日
- (4) 学年始め休業 4月1日から4月7日まで
- (5) 夏季休業 7月21日から8月31日まで

- (6) 冬季休業 12月25日から1月7日まで
  - (7) 学年末休業 3月25日から3月31日まで
  - (8) その他校長が特に休業を必要と認める日
- 2 校長は、教育上必要があり、かつ、やむを得ない理由があるときは、休業日を変更することができる。
- 3 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。

(修業年限)

第14条 附属特別支援学校の修業年限は、小学部6年、中学部及び高等部はそれぞれ3年とする。

(入学の時期)

第15条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第16条 附属特別支援学校に入学することのできる者は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する知的障害者であって、次の各号に該当する者とする。

- (1) 小学部にあつては、入学する年度の最初の日の前日までに満6歳に達した者
- (2) 中学部にあつては、小学校又は特別支援学校小学部の課程を修了した者
- (3) 高等部にあつては、中学校又は特別支援学校中学部の課程を修了した者

(入学許可)

第17条 入学は、入学志願者について選考を行い、校長が許可する。

2 選考の方法については、別に定める。

(転入学)

第18条 校長は、欠員がある場合、転入学を許可することができる。

2 転入学の時期は、原則として、学年又は学期の始めとする。

(転学、休学及び復学)

第19条 転学、休学又は復学しようとする者は、その事由を付して校長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(検定料、入学料及び授業料)

第20条 入学を志願する者は、入学願書に添えて検定料を納めなければならない。

(高等部の入学料)

第21条 高等部の入学料については、入学を許可するときに徴収するものとする。

(高等部の授業料)

第22条 高等部の授業料は、年額の2分の1に相当する額をそれぞれ次の2期に分けて徴収するものとする。

前期 4月1日から4月30日まで

後期 10月1日から10月30日まで

- 2 生徒（保護者を含む。）の申出があつたときは、前項の規定にかかわらず、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収するものとする。
- 3 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出があつたときは、入学を許可するときに徴収するものとする。
- 4 前三項の規定にかかわらず、生徒（保護者を含む。）が、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）に基づく高等学校等就学支援金の受給対象となった場合は、その相当額の授業料を徴収しないものとする。

(検定料、入学料及び授業料の額)

第23条 検定料及び高等部における入学料、授業料の額は、大分大学授業料その他の費用に関する規程（平成16年規程第91号）で定める額とする。

(検定料、入学料及び授業料の返還)

第24条 既納の検定料、入学料及び授業料は返還しない。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額を返還する。

- (1) 第22条第2項の規定により前期分の授業料を徴収する場合において、後期分授業料を併せて納付した者が、後期分授業料の徴収時期前に休学又は退学したとき 後期分の授業料に相当する額
- (2) 第22条第3項の規定により徴収する授業料について、授業料を納付した者が3月31日までに入学を辞退したとき その者の申出により当該授業料に相当する額

(入学料の免除)

第25条 高等部に入学する者であって、特別な事情により納付が著しく困難な者で校長を経て学長に願い出たときは、入学料の免除又は半額免除をすることがある。

2 入学料の免除に関して必要な事項は、別に定める。

第26条 入学料の免除を申請した者が、免除を許可されなかった場合又は半額免除を許可された場合であって、納付すべき入学料の全額又は半額を所定の期日までに納付しないときは、学籍を有しないものとする。

(授業料の免除等)

第27条 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者、その他やむを得ない事情があると認められるときは、授業料の免除又は徴収猶予をすることができる。

2 授業料の免除及び徴収猶予に関して必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第28条 校長は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第26条第2項及び第3項の規定により、校則に違反し、又は児童若しくは生徒としての本分に反する行為を行った者に対し、懲戒を加えることができる。

2 前項の懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当するものに対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 正当の理由がなく出席常でない者
- (3) 本校の秩序を乱し、その他児童又は生徒としての本分に著しく反した者

4 第2項の停学は、高等部の生徒にのみ行う。

(出席停止)

第29条 校長は、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒の保護者に対し、当該児童又は生徒を出席停止とする措置を講ずることができる。

(1) 感染症の罹患又はその疑い並びにその恐れがある児童又は生徒

(2) 次に掲げる行為の一つ又は二つ以上を繰り返し行う等性行不良があつて他の児童又は生徒の教育に妨げがあると認められる児童又は生徒

ア 他の児童又は生徒に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為

イ 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為

ウ 施設又は設備を意図的に損壊する行為

エ 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

2 校長は、前項第2号の規定により出席停止を行う場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間等を記載した文書により通知しなければならない。

3 校長は、出席停止の措置に係る児童又は生徒の出席停止の期間における学習に対する支援そ

の他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

(教育課程)

第30条 教育課程は、学校教育法（昭和22年法律第26号）及びその他の法令に基づき、校長が編成する。

(教科用図書)

第31条 教科用図書は、校長が定める。

(学習の評価)

第32条 学習の評価に関する基準は、校長が別に定める。

(修了及び卒業)

第33条 各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当っては、児童生徒の平素の成績を評価しなければならない。

2 校長は、小学部、中学部又は高等部の各学年の課程を修了したと認めた者に修了証書を、小学部、中学部又は高等部の全課程を修了したと認めた者に卒業証書を、それぞれ授与するものとする。

(雑則)

第34条 この校則に定めるもののほか、附属特別支援学校に関して必要な事項は、校長が別に定める。

(校則の改廃)

第35条 この校則の改廃は、校長の申出により教育学部長が行う。

附 則

この校則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年教育福祉科学部規程第3号）

この校則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年教育福祉科学部規程第8号）

この校則は、平成19年4月11日から施行し、この校則による改正後の大分大学教育福祉科学部附属特別支援学校校則の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平成20年教育福祉科学部規程第3号）

この校則は、平成20年2月19日から施行し、この校則による改正後の大分大学教育福祉科学部附属特別支援学校校則の規定は、平成19年12月26日から適用する。

附 則（平成21年教育福祉科学部規程第15号）

この校則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成27年教育福祉科学部規程第9号）

この校則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年教育福祉科学部規程第5号）

この校則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年教育学部規程第16号）

この校則は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（平成28年教育学部規程第27号）  
この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（令和2年教育学部規程第5号）  
この規程は、令和2年4月1日から施行する。